

中長期計画書作成のポイント

中長期計画書作成のポイント①

- ① 提出宛先は、事業者の主たる事務所(通常は本社)の所在地を管轄する経済産業局長及び設置している全ての工場等に係る事業所管省庁。
- ② 提出期限は7月末日。
- ③ 法人名・代表者役職名・代表者氏名を記入のうえ、押印。
- ④ 経済産業局が通知した指定番号を記入。
- ⑤ 実際に本社として機能している事業所の所在地を記入。
- ⑥ 選任されているエネルギー管理統括者の職名・氏名を記入。
- ⑦ 選任されているエネルギー管理企画推進者の職名・氏名・免状番号又は講習修了番号・勤務地・連絡先を記入。
未選任の場合には、作成実務者名等を記入。氏名の後ろに(作成実務者)と追記。また、番号欄には「選任中」と記入。
- ⑧ 勤務先の代表番号ではなく、該当者に直接連絡がとれる連絡先を記入。

様式第8 (第15条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

中 長 期 計 画 書

① ○○経済産業局長 殿

② 平成 23 年 7 月 23 日

③ 住 所 東京都○○○○

株式会社 □△○工業
氏名 代表取締役社長 印
経済 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名)

エネルギーの使用の合理化に関する法律第14条第1項の規定(法第19条の2第1項において準用する場合を含む。)に基づき、次のとおり提出します。

I 特定事業者(特定連鎖化事業者)の名称等

特定事業者番号 (特定連鎖化事業者番号)	×××……××	④
事業者の名称	株式会社 □△○工業	
主たる事務所の所在地	〒 104-0000 東京都○○○○	⑤
エネルギー管理統括者の 職名・氏名	職名 取締役(環境・CSR担当) 氏名 省エネ 一郎	⑥
	職名 エネルギー環境技術部 次長 氏名 省エネ 二郎	⑦
エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 ** -2006-3-***** 勤務地 〒 104-0000 東京都○○○○	⑧
	電話 (××-×× ××××) FAX (××-×× ××××)	

1

中長期計画書作成のポイント②

- ① 内容欄は主に、設備投資等を伴う省エネ計画を記入。
- ② 「該当する工場等」の欄には、複数の工場・事業場が該当する場合は、それぞれの工場等の名称を記入し、工場、本社、営業所を含む全ての工場等が対象となる場合は、“全ての工場等”と記入。
- ③ 「実施期間」の期間の目安は3～5年。平成23年度の場合には、平成23年4月を起算に3～5年間となる。
- ④ 「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年に対する計画完了時点の年間削減量を原油換算(kl)で記入
(基準年の考え方については次頁参照)。
- ⑤ 検討の対象となる設備については、『中長期計画作成のための指針』*を参照。

*<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>
の「関係法令」のうち、「告示」の欄を参照。

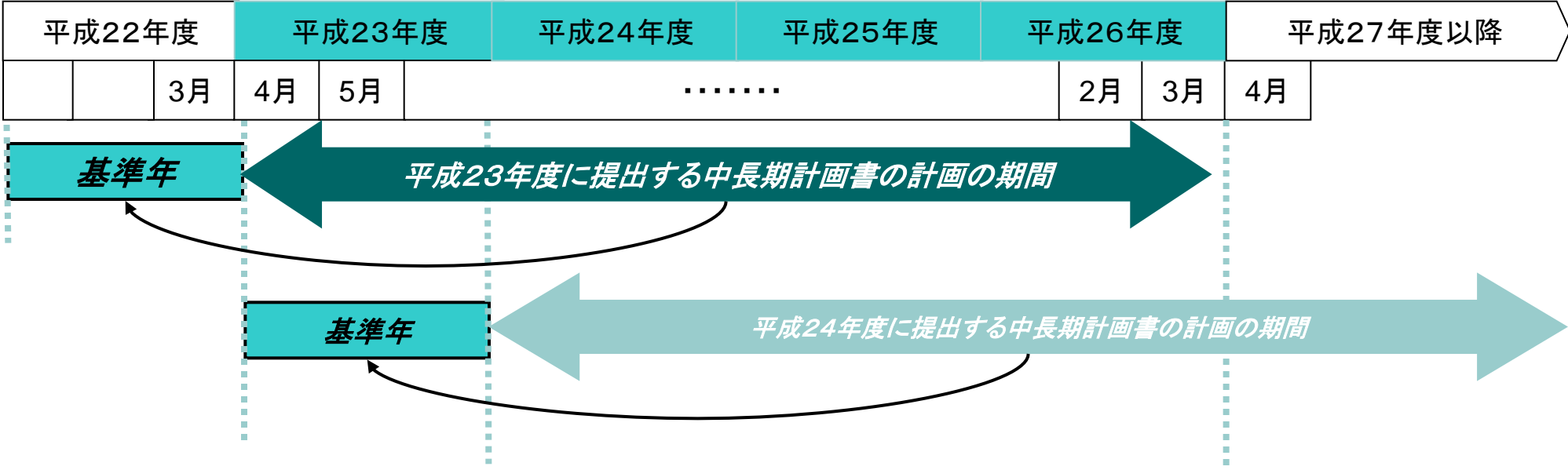
II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

内容 ①	該当する工場等	実施時期	エネルギーの使用合理化期待効果 ④
55台の空気圧縮機のうち32台を順次ブローに更新する	全ての工場等	平成23年～平成26年	154kl/年
高圧変圧器の66台を順次更新 高効率アモルファス変圧器へ更新	全ての工場等	平成23年～平成26年	38kl/年
揚水ポンプ(30kW×6台)のうち3台の更新 (1) 高効率電動機の採用(29千kWh) (2) インバーター化(121千kWh)	高岡工場	平成23年～平成24年	30kl/年
溶解炉設備の更新時に炉圧制御及び排ガスO ₂ 監視装置設置による効率改善	仙台工場	平成23年	26kl/年
高効率照明ランプ、灯具への更新 (1,200本)	本社、全工場の管理棟	平成23年	25kl/年
外気導入量の適正化制御(CO ₂ 濃度制御)	本社	平成24年	20kl/年
避難誘導灯の高効率ランプへの更新	本社	平成24年	8kl/年
蒸気バルブ等の断熱強化	全工場	平成23年	5kl/年

中長期計画書作成のポイント③

【「基準年」の考え方】

例:平成23年7月末に提出する中長期計画書で記載する、
「平成23年度から平成26年度にかけて工場の照明器具を高効率のものに切り替える」という計画の場合



提出が平成23年度のとき → 「基準年」は平成22年度となる。

計画最終年度である平成26年度の照明のエネルギー消費量が、平成22年度のそれと比較してどのくらい減るかが「合理化期待効果」となる。

注意:「平成23年から平成26年にかけて工場の照明器具を高効率のものに切り替える」という計画案件は、中止しなければ平成24年度にも続けて中長期計画書で報告することになる。平成24年度の報告の際の「基準年」は平成23年度となる。

中長期計画書作成のポイント④

① Ⅲには、定量的に記入できないエネルギーの使用の合理化に向けた計画(省エネルギー推進委員会の設立等)について記入。また、この欄のみでは記入が困難な場合は、CSR 報告書等の関係資料を添付することができる。

② Ⅳには、Ⅱ・Ⅲについて、前年度に提出した中長期計画書に変更が生じた場合に、削除した計画・追加した計画に分けて記入。「理由」の欄は、削除の場合は、例えば「実施済み」「計画順延」「計画中止」等、追加・変更の場合は、たとえば「設備投資計画の見直し」「製造ラインの増設」等と簡潔に記入する。

Ⅲ その他エネルギー使用の合理化に関する事項

- ① 1 改正省エネ法の施行に合わせて、社長の命により、従来からの「省エネ推進責任者会議」を改組し、エネルギー管理統括者として選任予定の環境・CSR担当役員を委員長、エネルギー管理企画推進者に選任予定のエネルギー管理部次長を副委員長とし、全拠点から1名の部長を委員とする「省エネ委員会」を平成21年3月に立ち上げた。
 主たるミッションは、省エネルギーの推進とCO2排出量の削減に関して全社の組織を見渡した中長期基本計画の作成と、そのローリングプランとしての年度計画の作成、及び毎四半期毎の年度計画の達成状況のチェックである。
 本中長期計画は、この「省エネ委員会」において認証されたものである。
- 2 また、本年(平成23年)より、全社的に固定エネルギー削減計画をスタートしており、この一環として4年間で順次高効率変圧器への転換、高効率型照明等の導入を図る計画を実行中である。

Ⅳ 前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由
ボイラ給水予熱装置導入	仙台工場	実施済み
追加した計画	該当する工場等	理由
高効率照明ランプ、灯具への更新(1,200本)	本社、全工場の管理棟	省エネルギー効果が見込まれるため

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。